

# 共謀罪を国際犯罪に限定することはできません

## 条約第3条（適用範囲）

- 1 この条約は、**別段の定め**がある場合を除くほか、次の犯罪であって、性質上国際的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するものの防止、捜査及び訴追について適用する。
  - (a) 第5条...の規定に従って定められる罪
  - (b) 前条に規定する重大な犯罪

## 条約第34条（条約の実施）

- 2 **第5条...の規定に従って定められる犯罪**については、各締約国の国内法において、第3条1に定める**国際的な性質**又は組織的な犯罪集団の関与とは関係なく定める。  
ただし、第5条の規定により組織的な犯罪集団の関与が要求される場合は、この限りでない。

## 条約第5条（組織的な犯罪集団への参加の犯罪化）

- 1 (a) (i) 金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接又は間接に関連する目的のため重大な犯罪を行うことを一又は二以上の者と合意することであって、国内法上求められるときは、その合意の参加者の一人による当該合意の内容を推進するための行為を伴い又は組織的な犯罪集団が関与するもの